

# 羽咋市市民憲章推進基金助成金交付要綱

令和7年4月1日教育委員会告示第13号

## (目的)

第1条 この要綱は、羽咋市市民憲章推進基金（以下「基金」という。）設置の趣旨に基づき、羽咋市市民憲章の実践活動を行う団体に対し必要な助成を行い、市の活性化又は魅力向上に向けた明るい心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上で構成されており、継続して広く参加者を募っていること。
- (2) 活動拠点又は事務所が羽咋市内にあり、1年以上の継続的な活動実績があること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。
- (6) 市税等を滞納していないこと。

## (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 羽咋市市民憲章実践活動であること。
- (2) 羽咋市内で実施されること。
- (3) 羽咋市の他の助成等の対象とならないものであること。
- (4) 当該事業が営利又は売名を目的としないものであること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

## (助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の事業の実施に直接必要な経費のうち別表に掲げるものとする。

## (助成金の金額)

第5条 助成金の額は、限度額を30万円とし、助成率は、前条に規定する助成対象経費の9/10とする。ただし、事業実施に伴う参加費、協賛金、国、他の地方公共団体又は公共的団体からの助成金その他の事業収入を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 助成金の交付は同一年度において、1団体につき1事業とする。

## (助成期間)

第6条 1事業に対する助成期間は原則1年とする。ただし、当該事業が複数年に渡り実施される場合、3年を限度に助成することができる。

## (募集)

第7条 市長は、第2条に該当するもので、この基金からの助成を希望する者の募集を行うものとする。

(申請書の提出)

第8条 前条により助成を希望する者は、羽咋市市民憲章推進基金助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 修繕及び備品の見積書の写し
- (4) 団体等概要書(別記様式第4号)
- (5) 団体の規約、会則等の写し
- (6) 会員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定される書類が提出されたときは、羽咋市市民憲章推進基金助成金事業事務局内において、第3条に規定する内容について書類審査を行う。

(選考委員会)

第9条 助成金交付の決定及びこの基金に関し意見を求めるため、羽咋市市民憲章推進基金助成金選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 市長は、助成金に関して重要な変更をしようとするときは、選考委員会の意見を聴くことができる。
- 3 選考委員会は、助成金に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第10条 選考委員会委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる団体に所属する者から市長が委嘱する。

- (1) 羽咋市市民憲章推進協会
- (2) 羽咋市
- (3) 羽咋市公民館連絡協議会
- (4) 羽咋市市民活動支援センター
- (5) その他市長が認める団体

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の招集は、委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 3 選考委員会の議長は、委員長とする。
- 4 選考委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員は、代理人の出席、他の委員への委任又は書面の提出をもってその出席に代えることができる。

(議事録)

第13条 選考委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人として選任された出席委員2人が署名の上、保存しなければならない。

- (1) 選考委員会の日時及び場所
- (2) 委員の現在数
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(助成対象の決定と通知)

第14条 市長は、第8条の申請書を選考委員会に付議し、その助言に基づき助成金の交付に係る対象の選考及び金額の決定を行い、羽咋市市民憲章推進基金助成金選考結果通知書(別記様式第5号)により申請書の提出者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第15条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更があったときは、速やかに羽咋市市民憲章推進基金助成金変更(中止・廃止)届出書(別記様式第6号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その承認の可否を決定し、羽咋市市民憲章推進基金助成金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第16条 助成金の交付は、第14条の規定による通知の後に交付決定者からの請求により行うものとし、交付決定額の80パーセントを上限に前金払をすることができる。

- 2 助成金の交付を受けようとする交付決定者は、羽咋市市民憲章推進基金助

成金（精算・前払金）請求書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、原則として、交付決定者の指定する銀行等の口座に助成金を振り込むものとする。

（完了報告）

第17条 交付決定者は、事業が完了したときは、30日以内に、羽咋市市民憲章推進基金助成金事業完了報告書（別記様式第9号）により、次に掲げる書類を添付して市長に報告するものとする。

- (1) 収支決算書（別記様式第10号）
- (2) 事業実施に係る契約書及び領収書の写し
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 事業実施結果報告書（別記様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の完了報告があった場合、その内容が適正であると認めた時は、助成金の額を確定し、羽咋市市民憲章推進基金助成金確定通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 交付決定者が、次のいずれかに該当するときは、市長は、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金をその目的以外のために使用したとき。

（市民への周知）

第19条 市長は、この基金の内容を広く市民に周知し、事業の推進を図るものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		内容
1	報償費	講師、出演者等への謝礼
2	旅費	講師、出演者への費用弁償
3	需用費	消耗品費、修繕料、印刷製本費
	消耗品費	消耗品、原材料費
	燃料費	作業等の機械、車両等の燃料費（ただし、団体構成員の移動用及び講師送迎用の車両燃料費は除く）
	修繕料	事業に直接必要な会場、機器、機械等の修繕料
	印刷製本費	記念誌、チラシ、パンフレット等の印刷製本費、デザイン費、資料コピー等
4	役務費	通信運搬費（電話料、郵便料）、振込手数料、保険料
	通信運搬費	郵便等の通信費、宅配便料金
	広告料	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載料
	手数料	新聞折込料、送金手数料等
	保険料	ボランティア保険等
5	委託料	調査、資料作成、看板製作、翻訳等の委託料
6	使用料及び賃借料	会場、車両（視察に係るバス借り上げ料等）、機材、機器等の賃借料
7	備品購入費	当該事業の実施に直接必要な備品購入費
8	その他	上記以外で市長が必要と認めるもの